あきる野市地域防災計画 (改訂案)

あきる野市防災会議

震災編

第1部	総則	
第1章	計画の方針	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格及び災害の範囲	1
第3節	計画の目標	
第4節	計画の前提	3
第5節	計画の修正	3
第6節	他の法令に基づく計画との関係	3
第7節	計画の習熟	3
第2章	坊災関係機関の業務の大綱	4
第1節	あきる野市	
第2節	東京都	4
第3節	指定地方行政機関	5
第4節	指定公共機関	6
第5節	指定地方公共機関	7
第6節	協力機関	8
第7節	自衛隊	9
第3章	市民及び事業所の基本的責務	C
第4章	あきる野市の概況	2
第1節	自然的環境	2
第2節	社会的環境	5
第5章	被害想定 ····································	7
第1節	前提条件	7
第2節	想定結果の概要1 2	8
第6章	減災目標2;	3
第2部	災害予防計画	
第1章	災害予防施設対策2 2	۶

第1節	災害に強いまちづくり2	8
第2章 均	也震火災等の防止	8
第1節	出火の防止 ······· 3	
第2節	初期消火体制の強化4	
第3節	火災の拡大防止4	
第4節	高圧ガス・有毒物質等の安全化 4	4
第3章 5	ち災活動の強化	5
第1節	防災活動の強化4	5
第2節	防災意識の高揚4	5
第3節	防災訓練4	6
第4節	自主防災組織の育成	0
第5節	消防団活性化対策	3
第6節	災害時要援護者の把握と安全確保	4
第7節	ボランティア	7
第8節	事業継続計画の策定	8
第4章 災	《害危険区域の指定6	О
第1節	災害の想定及び目標6	
第2節	ハザードマップの作成6	
第3節	災害危険箇所の調査及び指定6	0
第5章 医	ち災体制の整備 ·······6	1
第1節	市の防災体制の整備	
第2節	防災通信体制整備6	1
第3節	避難所の指定、整備6	
第4節	救助・救急体制の整備及び医薬品等の備蓄6	
第5節	水、食料、生活必需品等の備蓄6	7
第3部	災害応急対策計画	
第1章 点	S.急活動体制 ·······6	9
第1節	あきる野市災害対策本部の組織・運営7	0
第2節	災害対策本部の非常配備計画7	7
第2章 情	青報の収集・伝達 ······8	0
	- 情報連絡体制 ····································	
/14 T 1714	114 TWC=11H TF 11H	_

第	52節	災害予報及び警報伝達	• •	8	4
第	3節	被害状況等報告及び災害地調査報告			
第	54節	災害広報・広聴活動の充実	••	9	1
第3	章 災	(害救助法の適用	••	9	7
第	51節	災害救助法の適用			
第	52節	救助実施体制の整備			
第	第3節	法による救助の実施			
第	54節	從事命令等			
第4	章 框	国互応援協力・派遣要請	1	1	5
第	51節	防災関係機関との協力体制の確立			
第	52節	他の市町村との協力体制			
第	第3節	自衛隊災害派遣要請	1	2	7
第5	章 消	前防・危険物対策			
第	51節	消防活動			
第	52節	危険物等災害応急対策	1	3	6
第6	章 避	難勧告・指示計画			
第	51節	避難体制			
第	52節	避難所の開設・運営	1 -	4	7
第7		号宅困難者対策			
第	51節	東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底			
第	52節	駅周辺の混乱防止対策	1	5	7
第	第3節	一時収容施設の確保			
第	54節	事業者における施設内待機計画の策定			
第	55節	帰宅支援	1	6	3
第8	章 警	済備・交通規制			
第	51節	警備活動			
第	52節	交通規制	1	6	7
第9	章 緊	《急輸送			
第	51節	緊急物資輸送ネットワーク			
第	52節	緊急道路障害物除去等			
第	第3節	輸送車両等の確保	1	7	5

第10章	救助・救急計画	1	7	7
第1節	救助・救急活動体制等	1	7	8
第2節	救助・救急体制の確立			
第11章	医療救護計画			
第1節	医療及び助産救護対策	1	8	1
第2節	保健衛生及び動物愛護			
第3節	防疫			
第4節	山間部における医療救護活動	1	9	1
第12章	飲料水・食料・生活必需品等の供給計画			
第1節	飲料水の供給			
第2節	食料の供給			
第3節	生活必需品等の供給	2	0	3
第13章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理			
第1節	ごみ処理			
第2節	トイレの確保及びし尿処理			
第3節	がれき処理	2	0	9
第4節	土石・竹木等の除去	2	1	0
第14章	遺体の取扱い			
第1節	遺体の捜索、収容及び検視・検案等	2	1	2
第2節	火葬等	2	1	6
第15章	応急住宅対策	2	1	8
第1節	応急仮設住宅の供与	2	1	9
第2節	被災住宅の応急修理	2	2	2
第3節	一時提供住宅の供給	2	2	4
第4節	被災住宅の応急危険度判定			
第5節	被災宅地の応急危険度判定	2	2	5
第6節	家屋·住家被害状況調査	2	2	6
第7節	り災証明書の発行	2	2	6
第16章	教育· 労務対策 ······			
第1節	応急教育			
第2節	労働力の確保	2	3	6
第17章	ライフライン施設の応急復旧対策	2	3	7

第1節 第2節 第3節 第5 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	水道施設の応急復旧対策237下水道施設の応急復旧対策239電気施設の応急復旧対策240ガス施設の応急復旧対策243通信施設の応急復旧対策245公共施設等の応急復旧対策249公共土木施設等の応急復旧対策249
第2節	社会公共施設等の応急復旧対策 2 5 2
第4部	災害復旧計画
第1章 応	5.急生活対策
第1節	被災者の生活確保
第2節	中小企業への融資
第3節	農林業関係者への融資
第4節	義援金品の配分
第2章	ぬ甚災害の指定
第1節	激甚災害の指定計画
第3章 災	
第1節	災害復旧事業
第2節	復興計画273
	震災編附編 警戒宣言に伴う対応措置
第1章 太	†策の考え方 ······· 2 7 5
	策定の趣旨 ····································
	基本的な考え方
	前提条件
710 211	
第2章 防	5災関係機関の業務大綱
第3章 事	写前の備え
第1節	広報及び教育
第2節	事業所に対する指導
第3節	防災訓練

第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から
警戒宣言が発せられるまでの対応措置
第1節 東海地震観測情報発表時の対応
第 2 節 活動態勢
第3節 東海地震注意情報の発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報 290
第4節 混乱防止措置291
第5章 警戒宣言時の対応措置292
第1節 活動体制292
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達294
第3節 消防、危険物対策301
第4節 警備、交通対策305
第 5 節 公共輸送対策3 0 7
第6節 学校、病院、福祉施設対策310
第7節 不特定多数の者の集まる施設の対策314
第8節 電話、通信対策315
第9節 電気、ガス、上下水道対策318
第10節 生活物資対策321
第11節 金融対策322
第12節 避難対策323
第13節 救援・救護対策325
第14節 市本部からの指示事項等の伝達326
第6章 市民・事業所等のとるべき措置329
第1節 市民のとるべき措置329
第2節 自主防災組織のとるべき措置331
第3節 事業所のとるべき措置331

風水害等編

第1部	総則		
第1章 記	計画の方針		
第1節	計画の目的3		
第2節	計画の性格及び災害の範囲3		
第3節	計画の目標3		
第4節	計画の前提3		
第5節	計画の修正3		
第6節	他の法令に基づく計画との関係3		
第7節	計画の習熟3	3	5
第2章 『	坊災関係機関の業務の大綱3	3	6
第3章 下	市民及び事業所の基本的責務3	3	7
第4章 8	あきる野市の概況3	3	8
	災害予防計画		
第1章 7	水害予防対策3		
第1節	治水対策3	3	9
第2章	災害予防施設対策	4	0
第1節	風水害に強いまちづくり3	4	О
第3章 『	防災活動の強化		
第1節	防災活動の強化3		
第2節	防災意識の高揚3		
第3節	防災訓練3		
第4節	自主防災組織の育成3		
第5節	消防団活性化対策3		
第6節	土砂災害に関するソフト対策3		
第7節	浸水対策3		
第8節	都市型水害対策3	4	5
	災害危険区域の指定3		
第1節	災害の想定及び目標3	4	6

	第2節 第3節	ハザードマップの作成 ······· 災害危険箇所の調査及び指定 ·······			
第	第3部	災害応急対策計画			
第	1章 応	· 急活動体制 ······	3	4	7
	第1節	あきる野市災害対策本部の組織・運営	. 3	4	7
	第2節	災害対策本部の非常配備計画			
	第3節	災害対策本部設置前における対応	3	4	7
第	2章 情	「報の収集・伝達 ······			
	第1節	情報連絡体制			
	第2節	災害予報及び警報伝達			
	第3節	被害状況等報告及び災害地調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	第4節	災害広報・広聴活動の充実	3	4	9
第	3章 災	と 害救助法の適用			
	第1節	災害救助法の適用			
	第2節	救助実施体制の整備			
	第3節	法による救助の実施	3	5	0
第	4章 框	目互応援協力・派遣要請			
	第1節	防災関係機関との協力体制の確立			
	第2節	他の市町村との協力体制			
	第3節	自衛隊災害派遣要請	3	5	1
第	5 章 水	、防計画			
	第1節	水防組織体制	3	5	2
	第2節	水防活動体制	3	5	2
第	6章 警	\$備・交通規制	3	6	1
	第1節	警備	3	6	1
	第2節	交通規制	3	6	2
第	7章 避	難勧告・指示計画	3	6	4
	第1節	避難体制	3	6	4
	第2節	避難所の開設・運営	3	6	7
第	8章 救	x助・救急計画	3	6	8
	第1節	救助・救急活動体制等	3	6	8

第2節	救助・救急体制の整備3 6 9
第9章 图	医療救護計画
第1節	医療及び助産救護対策370
第2節	保健衛生及び動物愛護370
第3節	防疫
第4節	山間部における医療救護活動370
第10章	飲料水・食料・生活必需品等の供給計画371
第1節	飲料水の供給
第2節	食料の供給
第3節	生活必需品等の供給371
第11章	緊急輸送3 7 2
第1節	緊急物資輸送ネットワーク372
第2節	緊急道路障害物除去等372
第3節	輸送車両等の確保372
第12章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理373
第1節	ごみ処理373
第2節	トイレの確保及びし尿処理
第3節	がれき処理373
第4節	土石・竹木等の除去
第13章	遺体の取扱い374
第1節	遺体の捜索、収容及び検視、検案等374
第2節	火葬等
第14章	応急住宅対策375
第1節	応急仮設住宅の供与3 7 5
第2節	被災住宅の応急修理3 7 5
第3節	一時提供住宅の供給3 7 5
第4節	被災住宅の応急危険度判定375
第5節	被災宅地の応急危険度判定375
第6節	家屋・住家被害状況調査 ····································
第7節	り災証明書の発行376
第15章	教育・労務対策377
第1節	応急教育377

第2節	労働力の確保3 7 7
第16章	ライフライン施設の応急復旧対策378
第1節	水道施設の応急復旧対策378
第2節	下水道施設の応急復旧対策378
第3節	電気施設の応急復旧対策378
第4節	ガス施設の応急復旧対策378
第5節	通信施設の応急復旧対策378
714 G 1414	
第17章	公共施設等の応急復旧対策379
第1節	公共土木施設等の応急復旧対策379
第2節	社会公共施設等の応急復旧対策379
第4部	災害復旧計画
第1章 点	S.急生活対策 ·······380
第1節	被災者の生活確保 ····································
第2節	中小企業への融資
第3節	農林業関係者への融資 380
第4節	表援金品の配分 ····································
) V 1 11 V	
第2章 湧	数甚災害の指定 3 8 1
第1節	激甚災害の指定計画381
第3章 纷	
	災害復旧・復英計画 3 8 2 災害復旧事業 · · · · · · 3 8 2
	復興計画 ····································
NA 7 Kh	及共可回 002
	心中然纪以后,未让小伙 么 又吐气声,他内地声也是然气压
	水害等編附編 森林火災の予防計画・航空機事故対策計画
第1章 柔	森林火災の予防計画
第1節	予防活動383
第2章 舶	忙空機事故対策計画
第1節	計画の目的3 8 5
第2節	航空機事故の特性3 8 5
第3節	災害時の情報連絡体制3 8 6
第4節	救助·避難対策 ······3 8 8